主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人安田進提出上告趣意書第一点は「一、前審判決は刑事訴訟法第三三四条第 一項を無視し絶対的に弁護人を要する事件に付、之なくして公判を開廷し審理を為 したる違法あり。即ち前審たる大阪高等裁判所は昭和二十二年八月四日何等弁護人 の出頭したる事実なきに被告人Aに対する公判を開廷同被告人に対し氏名年齢職業 住居本籍出生地を問ひたる上、被告人は中華民国の国籍を取得する為めに国籍登録 の手続をしたかと問ひ、国籍取得の手続をして居ない旨の答を受くるや、すると日 本の裁判所で裁判を受けることになるが異議なきかと問ひ、異議なき旨を答ふるや 之を調書に記載せしめたるものなり、二、法が重罪事件に弁護人の立会なくして開 廷することを得ざる旨規定したるは弱き被告人個人の利害に影響するところ甚大な るにより裁判に通ずる者をして必ず立会はしめ被告人に防禦方法を講ずることに遺 憾なからしめ之が利益を保護しつゝ裁判の適正化を期したるに外ならず。右は一見 事実の審理を為ささるが如く見ゆれども国籍取得の手続の有無裁判を受けざるの権 利抛棄の如きは明に充分なる法知識なくしては之が発言を為し得ざるものにして、 かかる審理にこそ弁護人の立会を絶対に必要とすべきものにして、犯人の身分犯罪 の成否、裁判権及ぶか否か等は重要性に於て犯罪事実に対する取調べに立会ふ必要 と何等撰ぶところなし。本件は予審を経たる事件にして右公判に至る迄の勾留拘禁 日数は甚だ多く国籍取得手続の如きは右勾留中初めて為すこととなりたるものなる べく中華聯盟、親族等他人に於て便宜之を代理国籍取得手続を為し居るやも知れず、 或は被告人が忘却したるやも知れず、要するにかかる被告人に対する裁判権あるや 否やの如きは絶対に看過するを許されざる最も重大なることにして之の点に対する 公判廷の訊問に弁護人の立会なくして漫然開廷無智なる被告人の供述を得て以て右

に対する疑問を解決したりと為すが如きは必要弁護を規定したる趣旨を全く滅却したる不法のものと断ぜざるを得ず。前審裁判所は何の必要ありて弁護人の決定もなきに被告人を召喚し開廷したるや其の真意を解するを得ず。尚右公判に於ける取調べを其の後に於て繰返し再審理を為したる事実もなし、右は弁護人選任以前なるを以て弁護人は全く之を知らざるものと思はる。尚右違法は判決に影響あり。」というにある。

記録を調べて見ると原審は昭和二十二年八月四日被告人Aについて第一回の公判 を開廷して居る、同被告人に対する本件被告事件は弁護人の立会無くしては公判を 開廷し事実の審理をすることは許されない事件であるが右第一回の公判において弁 護人の立会が無かつたことは論旨のいう通りであるしかし該公判において為された 審理の範囲は上告理由書に書いてある丈けのことで犯罪の実体についての審理は何 も為されて居ない而して第二回の公判においては弁護人立会の上被告人の人違でな いかどうかの点を初めとし犯罪の実体に付き完全な手続を以て欠陥のない審理証拠 調が為され此第二回公判の審理に基いて判決は為されたので第一回の公判は全然無 意味無用のものだつたことがわかる、かかる無用な手続において弁護人が立会わな くてもそれによつて被告人の利益が害せられる惧は少しもないから之れを以て原判 決を違法のものとすることは出来ない蓋法が弁護人の立会を必要とした趣旨は一つ に被告人の利益の擁護を全うするにあるからである、論旨においては第一回の公判 で被告人が日本の裁判権に服することを承諾した点について重大な意義がある様に いつて居るけれどもそれは誤である被告人が右の様な陳述をしてもそれは法律上何 の効力も無いもので、それによつて初めて日本が被告人に対する裁判権を取得する ものでもなければ又被告人もそれによつて何等の拘束を受けるものでもない、本件 の様な事件においては外国人であることの証明がない限り日本の裁判所は裁判を為 し得るものであり又被告人は右の様な陳述をした後でも何時でも国籍の登録を受け

ることによつて当然日本の裁判権を失はしめることが出来るものだからである論旨 は理由がない。

同第二点は「原審判決は弁論の更新を為さざる違法あり、即ち右第一点に記述したる通り昭和二十二年八月四日公判開廷其の後は同年十月一日第二回目の公判開廷したるものにして引続き十五日以上開廷せざる場合に該当す。右更新の規定は裁判すべき裁判官の記憶の減退を考慮之を新にする為めならんも之を被告の側より見る時は之亦記憶を新にし適正なる裁判を受けしむる為めのものなることも亦否定すべからず。本件につき見るに前の公判を更新したらんには被告人は勿論其の後選任せられたる弁護人も亦前に公判ありたる事実を知り不法を指摘其他の方法により適正なる裁判に協力するを得べかりしものとも思はれ判決にも影響を及ぼすべきこと明白なり仍て右更新の看過亦許すべからず到底破毀を免れずと信ず」というにある。

本件第二回公判は第一回公判後十五日以上を経過した後に行はれたことは論旨のいう通りである、しかし弁論の更新ということは初めから弁論をやりなおすということに外ならぬ、而して上告理由第一点について説示した様に第一回の公判は全然無用のものであり第二回の公判において原審は必要な審理弁論を総べてやつて居るのであるから之以上何もすることは無い之れで十分であり何等違法はない。

被告人A提出上告趣意書は「最高裁判長様にお願ひ申上げます裁判長様愚かな私をお許し下さい一、二審と又も最高裁判長様に迄御手数を掛けます事は国家に対し裁判長様を始め各御役人方々も御迷惑を思ふと実に申訳なく相済まぬと思ふ心で胸は一杯です裁判長様罪を犯した私は勿論其の罪はうけますが十二年の刑はあまりにもひどいと思はれるのです。それにつき一、二私の不満不平が心から熟考せず上訴致しました次第です、私は小学校もろくろくいけず無学な私は字すらろくに書けず裁判長様に自分の心のままに書く事が出来ぬ悲しい私です。充分に書き現しきれぬ私の気持を汲取つて頂きたいと想ひ先づ御願ひ申上げます。私は二才の時父母につ

れられ日本の土をふんだのです、そうして日本で大きく成りましたが不幸にして戦 争の為父母共に家迄焼き殺されてしまひました。後に残つた可愛い弟と共に此の世 の荒波をどうして乗り越えてゆく事が出来様かと……一時は死を決して父母の後を 追つて行こうとも思ひました。でも其の決心も出来ず弟と二人で泣き暮して居りま した。或る日私は小さい子供が闇市でパンを売つている姿を見たのです、其の時私 は一度に生き返つた様な気持で生々と大きな希望をえがいたのです。其の時の嬉し さ今も思ひ出して居ります。そうして弟と共に闇屋になつて暮しました。一生懸命 に働いて二千円程の現金をためた時は不幸にも生きがひのある嬉しさで一杯でした、 其のちよつと前にB君を知つたのです。勿論闇売のかんけいから知つたのです、私 は其のほかの共犯とは知りませんでしたがB君が前よりの交際して居た人々です、 或る日B君が私に現金を借して呉れと言つて来ましたが私は「無い」と言つたらた つた二千円借して呉れ一生恩に来ると言つて頼のむので私はそれでも「いや」だと 言つて居りましたが「明日すぐ返しに来る」との事ですから私は今日は品物をしい れにいかないのでお金はもつていましたが二千円にはすこしたらづ弟に頼んでたら ぬ金を借り二千円耳をそろえて貸してやりました。それから一日たつても五日待つ ても返して呉れないので商売は出来ずB君をさがし歩るいて居りました。すると或 る日闇市でB君に逢つたので金を返して呉れと言ふと「今夜八時頃に来い」との事 でした私はほつとして二度と金は貸すまいと思つて居りましたが夜に成つて行つて 見ると「金はないが俺について来たらすぐ返へす」との事でしたので私は只お金を 返してほしいばつかりに共についていつたのですするとB君が私に強盗にいこうと 相談しかけて来ました私は驚いてしばらくものもいえませんでした、そうして後か らついて行くとB君の友だちが四、五人をりました其の時にB君のしようかいで共 犯達を知つたのです私はB君に「強盗など嫌だ」と言ひましたら「ではついてくる だけで良い金はすぐ返す」との事でこわごわついて行つたのですそうしてとうとう

此の様な恐しい罪を犯したのですが話は坂のぼつて一番先の生駒の事件は私は行つ たおぼへはありません。私は第二件京都の事件を犯して帰り道共犯より生駒の事件 を聞いたので、私達の事件に傷害が二件ありますが私は一件しか犯しません傷人事 件が二件も有るので十二年の刑を言渡されたのではないかと思ひます。一二審共に 検事様の問ひもその通りですと答へましたが……どうして偽つたかと申しますと私 がいくじなしで又法廷で裁判長様に答へもろくにようしないのです、裁判の時共犯 達が先にたづねられましたが拘置所にくる迄に共犯が私も生駒の事件に行つたと言 えとの事でした。私は共犯に拘置所に於いても差入や色々とお世話に成つて居りま した為に私は情け無く共犯達の言ふままに「まちがい有りません」と申しました、 でも拘置せられてから同居に古い人がはいつて居られて話を聞いてもらつたのです が「君は馬鹿だなぜ真実の事が言えないのだ」とこんこんと話を聞かされました、 そうして裁判長様にも偽つて居るとどんな迷惑が掛るか知れないと聞かせて頂いた 時本当に自分の意志の弱い事に我れながら情無く思つて居ります。そうして一つは 裁判長様にたづねられても共犯の手前も有り又自分が無学の為其の問に答える事が 出来ない私でした。裁判長様どうか愚かな私をお許し下さい裁判長様私が十二年も 刑につとめていたら可愛弟はどうなりましようもしか私の様な罪を犯したならば私 はもう生て行く気持にはなれません。弟に此の様な不自由な苦しい生活はさせたく ありません本国に帰るに家は無く親類は有る事は聞いて居りましが父母亡き後どこ のはてか其の名すら知りません此の広い世の中に一人居る弟が気に成つて拘置せら れて一年余ケ月程弟の事ばかりで悩みはたえません裁判長様どうか哀れな兄弟を救 つて下さいませそうして服罪しました暁は明るい生活に大きな希望を胸にいだきき つと社会に対して此の罪のつぐない御恩返しをいたしますへたな字で御座居ますが 私は一生懸命に書いたのですどうか御願ひ申上げます。」といい被告人C提出上告 趣意書は「一、総章裁判長閣下並検事陪審席諸官様に謹んで申上ます、私は昭和二

十一年十月五日大阪Dホテルに於て奈良県群山署の刑事の方々に強盗容疑者として 逮捕され現在まで一年有余日に渡り種々取調べを受けて参りました此の長苦しい未 決生活を過しながら静に自己の愚かさを覚悟いたし、懺悔の涙を以つて神仏に謝し て居ります裁判長様私しが何故に斯る恐る可き犯罪をするに至つたか其の動機と身 情を何卒御情けを以つてお聞き下さる様御願申上げる次第に御座居ます二、犯罪と 社会観戦争に依る敗戦と言悲しい現実がなかつたならば日本国民総ては、幸福だつ たでしよ、現在の私しが惨めな姿を一国の都市にたとへて見ますに東京や大阪その 他の戦災都市の姿そつくりに表して居ります。B29によつて思ふが儘に焼れた都 市は今余りにも情けなく醜い姿をして、良く考えて見ると焼れる前の都市はどれだ け都市としての立派さを持つて居ただろうか又良く考えて見ますと罪を犯す前前の 我身はやはり焼れる前の都市の姿と何ん等変る事はないだろうと思ます、世界の時 節のかはりめ、又時の流れには、勝つ事は出来ないと信じます、誰れしも終戦後の 犯罪者はすべて偶然の運命にまよつて居るで有ります戦に敗れ国内に恐る可き食量 難来り戦災に依り老若男女多数焼け出され住に家無く人々の多くは悲嘆のどん底に 呻吟して居りますそして此等社会の敗北者の多くは、自己を呪いながら大なり小な り犯罪を一つ一つ犯して行くのでした、勿論其の罪は犯罪者自身に有るのですが又 反面かかる混鈍たる社会その者にも多分に有ると思ます私も決して生れながらの犯 罪者では有りません、然らば何故に私が社会の敗北者の群に落入つたか其れは次の 様な悲しい事情が有るのです御聞き下さい、三、私の戦場生活私は昭和十九年四月 福岡第二十九部隊に現役兵として入隊致しました、同年八月満洲に渡り第一戦隊と して奮戦苦戦を続け日本男子としての名誉と日本帝国の為に全力をかけて粉身粉骨 を尽してそして一死報国の誠を示されと戦つて来たので有ります而し我が軍は日に 犠牲を払いながらも敵陣地目がけて肉迫致して勝利に勝利を期して戦ましたが其の 苦戦苦難は私の口や筆では表現出来ません出発以来食量も満足にあたらず不眠不休

の苦痛を明け暮れながら兵隊達の食事は千切大根の乾物ばかりです水も思ふにのめ ません、水筒の底に一つてきの水も無のを戦友達は何回となく、のぞいてはあきら れ、又水筒をさかさまにして口に当てては吸つてながらも、私達は祖国日本の為に 戦つて来ました満洲での戦は悲惨でしたが総へて勝利は、我軍の手中に有りました 而し太平洋戦に於ては我軍の敗戦が続き次に沖縄戦で同時に終戦を告げました、終 戦と言指令が私達の部隊に達した時にどれ程に自分の耳を疑つたか知りません、生 きて二度と祖国へは帰らんと固く神様に誓つて戦場に出た私達は戦友と抱合つて瞼 が熱くはれる迄男涙きに涙き合つたので戦友達の顔には悲想なる色が有り有りと浮 んで見えましたそれも当然の事でせう。大日本帝国軍人として親や兄弟妻子と別れ、 此の遠い戦場に満洲で喰や喰ずに決戦に決戦を続けて来た、私達に取つて敗戦と言 ふ二字の言葉がどれだけ悲しい言葉で有つたでしよ、今日迄不眠不休と餓量に苦し みながら戦つた私達は、にはかに目の先きが真闇に成りました、四、敗戦後の兵隊 の苦労而し部隊長殿の暖い指揮依り懐しの日本に帰る事に成りました、私達の乗せ た舟は一路内地え内地えと進み九州の南端博多港え上陸致しました然し誰一人とし て笑顔で私達兵隊を迎へて呉れる者は無情能で有りました、目に映る物は無惨に焼 きつくされた都市の姿でした私は思はづ馬鹿の! 馬鹿! と誰に言ふともなく強 く胸の中で怒鳴ました激しく熱い涙が疲れた、私の瞼にしみでるのを、どうする事 も出来ません祖国を離れ流狂ふ満洲の戦場で祖国の為に決戦を続けた、私達の目に 焼つくされた、都市日本の姿は、余りにも、痛いものでした、間もなく疲れた足を 引ずりながら復員列車に乗り一路故郷に帰りきて見ればすでに、住んでゐた家はす でに空襲で焼かれ後形も有りませんで近所の人達に聞くと母は空襲で焼死父親一人 が淋しく私の復員を待ちわびてゐたそうですが、私の復員が遅れたので、父親は私 の帰りを、あきらめて、親類達が朝鮮に帰る時に連達つて帰つたと聞きました、私 は、思い掛けなく母親の死と父親の帰国に驚きと悲しみで一杯いでした。私しは其

の日より食ふに食なく住むに家なく、悲しい姿と化しました、五、復員の私の生活、 私は国を拾つてて大阪へ出て来ました、私の身持品は満洲で貰つた、軍服一着と「 モオーフ」一枚それに「リクサク」靴一足水筒其の外小雑品少しです、私は、餓飢 をしのがす為にそれ等の身持品を、 a 駅の闇市で売つてそれに得た、金わ、はずか に三百円たらず此の三百円を、生命の綱とたより乍ら、寒い風に疲れ切た身を、さ らしながら、親類を探し廻りましたが皆朝鮮に帰つて仕舞た後でした早や手には、 三百円の金も使い果し一文も有りません、私は三日四日喰べづに過した事は二度や 三度では有りません、如何なる事があつても、住む家と職を探さねば成りません、 何十軒となく探し出しては懇々と復員書を見せて事情を話し、就職を籟んでも一軒 として使て呉れる店は有りませんでした、行くとこ行くとこ総てが冷い社会で受付 ては呉れませんでした或る日の事私は、飢えた身を、力ら無く引ずりなから、gの 闇市を足て居る時偶然にも昔しの知人に当る、E某にばつたり合いました、私の喜 びは如何ばかりであつた事とでしよ、復員致し現在非常に苦しんでゐるをE某に話 しましたすると、それわ気毒な事と同情致してE氏が国へ帰る迄自分の店で働らい て見るかと親切に引立て呉れましたかが間もなく、十五日も達たぬ内に急に帰国す るに致つたので而し復員して以来一日として暖い家庭の下に暮した事もない私しに 取つて此の十五日間 E 氏の店で働らいて居た事はなにより幸福な暮しでした、其の 夢も此々に消え去り又私しは寝る家なく、食なく冷たい社会に流されたのです何幾 か私しは敗戦で悲味み社会を、呪つたか知れません、六、Fと知合ふ、私はE氏の 帰国以来誰一人りとして杖えと、便る人は有りません而し、私は生んが為にわづか な、小金で煙草を、買つて其れを路場で売辛くも生命を、たもつて居ました、或る 日dの闇市で煙草を売つて居ますと私の前に、一台の自動車が止まりました、私は 直くに自動車の傍に走り依つて煙草を買つて下さいと、願いました自動車の中の男 は気前よく、三個を買つて呉れた上に多小のつり銭もそれは宜しいと言つてくれま

した私わお礼を述て自動車の傍で煙草を、他の人々に売つて居ると、自動車の中よ り先の男がおいおい若者煙草商売は、もうかろと尋ねられました、私たたいした事 は、有りません、と話しますと、男はもうからなきやその様な煙草売りをしないだ らう、もうかるから君もやつてゐるのだろうと言われたので私わ復員後の苦しい身 境を、物語りました、私の此の哀れな、話を聞いた彼れは、其の様な気毒な人なら、 御世話致しますから、明日にでも自分の家に来なさい、及づなから力になりましよ と言われ所書、氏名を書いて私に呉れました、私は、明日直ぐに大阪府南河内郡り 町大字方を、訪ねたのです、そもそも此れが私の悪えの転落にならうとは夢にも知 りませんでした此々で初めてFと彼の名前を聞されたのです、其の時Fは、「よく 来て呉れた」と言つて笑顔で迎えて呉れました間もなくFの努めて居る鉄工所に私 は、働らきに出ました、Fも色々と親切に面倒を、見て呉れるで感謝致して働きま したが而しら、Fと私と働らいて居る鉄工所も資材が切れたので働らく事も出来ず 私しと、Fは、毎日休み続きで仕方なしに、私しは、前の様に煙草を、売りに出て ました、七、第一回犯罪事実の告白或る日Fが私に向つて今日は、煙草売を止めて 俺れに連達つて遊に行こうと、さそわれましたので、私はFと一諸に大阪に参りc の、有る家に、入りました、此れがGの宅だつたのです、そこで初めて、GH某J 等に紹介されました、其れから皆と同家に遊で居りました、Fが私に「俺達は、用 事が有るから、お前は、映画でも見てこい」と言れましたので、私は皆と別れてd の映画館に行つて映画を見て昼間紹介された、G宅に、Fを尋ねて行きました、F は私を見るなり「あいつもきたから行こう」と一人語を言ひながら、私に向つて此 れから、 e に親友が居るから、遊びに行くからお前も一諸に連いてこいと誘われま したので、私とFとGJH某等五人でeえ行きました時間は、午後十一時を過てゐ ました故、私はこんなに夜遅く友達の家に行たら、迷惑しませんかと話すとFは、 「心配する事はないと言つて只笑ふばかりでした」私達五人は、e駅で下車して南

に向つて約三十分程歩きました、多分淀川堤防にさしかかつた時だつたと思ひます、 Fは、此の辺んで休息しよかと言つて立止ました、Fは私をとらえて、堤防の下に 在る民家に強盗を、する事をすすめました、私しわ、驚きの為にものも言えません でした、いやですと只一言反対した切何にも言えませんでした、Fは、堅い表情で 私に迫りました、今更帰ると言つて電車はなし、其れより今晩は付合つてくれと頼 まれました、私としても何回となく反対しました而しFの家庭で食事や寝起の世話 までしてもらつて居る私は、Fに対する義理からでもFの言葉に同意せざるを得ま せんでした、今考へて見ると実に愚かな事で有ります、突然H某が手持の鞄より拳 銃と短刀を取り出し私に、其の拳銃を使えと、手渡しました、短刀は、Gに渡して 居りました、Fはすでに、自分の拳銃を、持つて居り私は初てFが斯る人間であつ たかと嘆きました、用意が出来ると、Fが今夜入る家は酒造家で現金も相当持つて 居るのだと話し五人で家の前に行H某が見張に付き後の四人が家内に侵入し拳銃と 短刀を家人に突付、主人I氏を、脅迫して、現金三百五拾円を、強奪し其の間に、 二階に上り金を探してゐたFと私の二人は、金が見つからないので、下に降りて来 るとGJH某の姿が見えませんでした、夜は明けかけ、通行人がほつりほつり有り ましたので早く引揚ようと思ひ表に出とすると早や警官が来てゐて、私等の姿を見 るなり、発砲してきたので私等二人はあわてて裏口より、別れ別れに逃げ出しまし た、其の足でGの家を尋ねてゐくとすでに四人は帰宅して私を待つて居りましたH 某の話しでは、タベ強盗で得た金は、三百五拾円で有つたと聞パンと煙草を買つて 皆で分配しました、此れが私の第一回の犯罪で有ります、其の後に於る六件の強盗 も総て私の意志薄弱に依る弱るのと、Fに世話を受けて来た義理の為に犯した愚か な私しの犯罪であります私が以上に渡る強盗七件を犯した事は、返す返すも情けな い次第で御座居ます、裁判長閣下以上申上げた私の身境を宜敷く御判断下されまし て哀れな犯罪動機を御吸み下さらん事を衷心より哀願申上げる次第にて御座居ます、 八、第二回犯罪事実の告白 e で強盗を働いたその晩 G の家で晩めしを喰べながら、 Fが「今からfの方面に遊に行こと言出し私とFとGの三人はfへ出かけ、そして 城東線 f 駅で下車して西の方へ約一丁程歩行中、西から東へ向ふ「オートバイ」が 有りました、其の時Fが私に向つて「お前有の「オートバイ」を、止め」と言われ、 私わ一時心安しましたがけつきく度胸をきめて、「オートバイ」を止めましたFは 車のそばへ寄つて行き、運転手に向つてgを廻つてhに行つてくれと頼んで居りま すと運賃をいくらくれるかと運転手が聞いたので、Fが「百円やると」言ふと、運 転手は承知し三人を乗せてgに向かひました、其の途中二丁程進行してゐると、F が「私等二人に此の車を、取るかと」話しかけてきました、やつぱりFは最初から、 そいう腹であつたと、今さらながらFの恐しさにおののきました、しようなしに賛 成した、私等二人は、三人で内Gが持つて居た鞄より拳銃二ツを取出し一ツをFに 渡し後の一ツをつかえと言つて私に持たしました、そしてFは用便したゐからと言 つて車を、停車させ車を、降りて右に廻り私が左に廻り拳銃を、突付脅迫し運転手 を、附近の焼あとに連出し、其の間にGが「エンジン」をかけ動き出しに私とFは 飛乗り三人で逃げました、車に乗つた三人は、dのDホテルの附近で私とGとが降 リFが一人が車を売つてくるからと、言つて乗て行Gは自宅に帰ると言つて家に帰 りました、私一人がDホテルに入つて一時間程居ると、Fが帰つて来て私に「貴郎 は、今晩此々で泊れと」言つて宿賃を払つてくれ「が言ふのには「私は今日は家へ 帰るから」明日私が此々へ来る迄待つて居れと言つて帰りました、明日午前十時頃 にFがホテルを、おとずれ二人して、Gの家へ行きました、家へ着くなりFが私と Gに向つて車売つた金を、今から貰ゐに行つてくると、言つて出掛け私は其の間G の家で待つて居りました、するとそこへH某やJが遊びに来共に四人でFの帰りを、 待ちました、昼過Fが金を持つて帰つて来て有の車は一万円で売つてきたと言其の 金でGに分前として二千円をやりH某に拳銃を貸つたお礼として四百円をやりJに

も小遣として四百円をやり残金より五人が喰べためし代として二千五百円を差入後 の金は、Fが取り私に千五百円を、くれました、九、第三回犯罪事実の告白、自動 車を強奪してからと言ふ物は、毎日反省の涙に明け暮れ幾度か自首しようと考へた 事も有りますしかし現在の生活を考へ又Fの手前にも一月間と言ふものわ金も無し でFの家で、めしを喰してもらい、宿だけは、Fの姉が宿屋を経営して居る、関係 上其所で世話に成り、日に三十円と言ふ宿賃で宿つて居りた所日々に其の宿賃にも 差つかえる様に成り月末には九百円と言ふ借金まで出来又もや一躍千金の夢を見て 悪事を重ねたので有ります、同年九月中頃或る日の事Fが「今日一寸用事が有るか ら、付合つてくれと言われこへで電車に乗りi川附近の駅で下車してぶらぶら歩い て橋の上迄くると、Fが「魚釣を見て行こうと」言ひ、橋の上からのぞいて居まし た、ちうど其の時一台の大阪に向「小型自動車」が有りました、Fは、それを、見 るなり、私に今日は、用事をやめてあの事に乗せてもらて帰らうと言ひ、Fが其の 車を、止め「いも」が有るのだがすまんが一諸に集んで乗してくれと言ふてました、 すると、運転手が「 c 迄なら」乗せましよと承知したので、畠の所に「いも」が置 いて有るからとFが言つて車をそこへ置き運転手だけを附近の畠迄連出しFが持つ てゐた鞄より拳銃一ツ取り出しそれをもつて運転手を脅迫し私は運転手が持つて居 た綱で手と足をしばり、Fが車に「エンジン」を掛二人して逃走しました、そして 私は、 d 駅前で車より F が此の車を、売つてくるから其の間 D ホテルで待つて居つ てくれと言われ、約一時間程待つて居ると F が帰つてきて、車売た代金は今日はま だ貰つて無いからと言つて二人でFの家へ帰りました、明日Fが昨日の金を貰つて くるから君は家で待つててくれと言われ、晩迄待つて居りました、晩食を喰べてゐ ると、Fが帰つて来、有の車は、一万で売つて来つたと言つて私に四千円をくれ残 りの、六千円をFが取りました、其の時私は何時も世話に成つてゐる関係上Fの妻 に四千円の内より千五百円で買つた白の夏服を御礼として上げました又宿賃の借金

千円も払ひました、十、第四回犯罪事実の告白、再び九月十九日朝Fは私に今日大 阪へ廻つて奈良へ遊びに行こうと誘ひかけ、二人して d 迄出て来ました、此の朝も Fは、私に内諸で強盗に入る手はず出来て有つたのです、dの駅前の喫茶店に入り 「コーヒ」をのんで居るとFが「君は此々で一寸待つて居てくれ、私は一寸友達の 所へ寄つてくるからと、言つて出て行き半時間ばかりすると、G及びAと言ふ男を 連れて来て、Fが私とG及Aに向ひ、自動車に乗つて行きたいが此々では「タクー シ」が無いからa迄行つて探してきてくれそして午後一時半頃にK映画館の前で待 つて居てくれ俺も用事すみしだい行くからと言私等三人は a 迄行き其所で車を、拾 ひ一時半頃に映画館の前で待つて居りました、すると時間通りに F がやつてくるな り私等拾つた、車の運転手に「チツプ」として三百円をやり此れから奈良迄往復し てくれと頼んだ所運転手は承知し其の時、Gが用事が有るからと言つて自宅に帰り ましたそこで F と A と私の三人は車に乗り奈良に向ひました、そして奈良公園で車 を、止め同公園で三人して夕方迄遊びやがて時間もおそいから帰らうと F が言つた ので、そこより又車に乗りしばらく行くFが腹がへつたから飯を食べようと言ひ出 し運転手と四人で食事を、喰べました、食事後一路奈良街道を、大阪に向つて進行 中;村附近にさしかかつたさいFが運転手に車を、止めてくれと言つて停車した所、 其所にはすでにH某、J及Gの三名が待つて居りました、其の時初めてFが今晩H 某の知合の家で金を、持つて居る家が有るからと言つて話かけられ其所で、初めて 気が付いたのですがしかし其の時はすでにおそく帰るにも帰れん様な、立場になり 私もついに、承知したので有ります、其の時H某が私が案内するから、と言今の所 まだ時間が早いからと言ふので附近の墓場の所で六人して時間待ちをしました、や がて時間が立午前一時半頃に成りましたのでH某が案内して其の目的の家の附近ま で行きH某は此々の主人と自分は顔見知りだから工合が悪いと言つて自身持つて居 た二ツの拳銃を一ツを、Gに渡し後の一ツを私に使えと言つて持たしました、それ

で私等五人は家内に侵入主人L氏をFとGとAの三人が拳銃を持つて脅迫し私とJ の二人は降に寝て居た二人の男に拳銃を突付」が二人を縛上た上私わ、二人の番を して」は、主人の部屋に行つた所主人があばれるので、其所にあつた得物で主人の 顔に裂傷をおわせ、F、J、A、Gの四人で主人を脅迫中、突然発砲の音が聞えた ので私わびつくりして二人の男を、其のままほつとき、主人の部屋にきて見ると、 Gがあやまつて空砲をうつたのだと言、私は附近の人が皆起きるから、帰らうと言 私はさつそく表へ出ました後より皆追かけて出て来そして一同自動車に乗り一路大 阪に引揚ました、大阪へ帰る途中、車の中でGが一万五千円を出しFが五千円を出 し此が今日のもうけだと言ひ運転手に其の金で四千円を運賃としてやり、 G、 A、 J、私等四人に二千円づつをくれ残りの内より奈良で食べた、食事代としてFが三 千円を差引、後の三千円をFが取りました、此の時すでにFは五千円と言ふ物は、 私達に内諸で取つてゐたので有ります、かかる極悪悲道の悪人とも知らず、何事も 親かなにかの様にたよつてみた私わ、何と言ふ馬鹿者であつたでしよ、十一、第五 回犯罪事実の告白奈良県で強盗を働た私等一同は、自動車に乗つて其の朝Dホテル に着きました其所でG、H某、J等の三人が自宅に帰り残つたFとA、私の三人が 朝食を喰べながら今日は大阪にゐたら危険やから京都にでも遊びに行こうとFが言 つたので私等三人は、電車に乗つて京都のkで下車しましたそこより約一丁半程歩 つて有る喫茶店に入り「コーヒ」をのんで居りながら時間を、つぶしてゐると、F が今日は、疲れたから此のまま大阪に帰らうじやないかと話し私等三人は其の店を 出ました、其所で私わ買物が有るからと言とFがそれなら早く行つて居いと言、私 が買物をして帰つてくるとFとAの二人が「タクーシ」を拾其の車に乗つて待つて 居りました、私も車に乗り、1に向ひ二丁程走つた頃、Fが車の運転手に向ひ此の まま大阪迄行つてくれと頼んだ所、運転手は、「ガソリン」が無いからいかれんと 言ひ千五百円はりこんでくれたら一度会社に帰つて自分の手持の「ガソリン」で行

きましようと言つたので一度会社に帰り自分の「ガソリン」を積込み出発の時に私 が運転手に千五百円を払い大阪に向ひました其の途中、京都から三十分ばかり走つ た頃、Fがふゐに、此の車を取らうじやなゐかと話しかけ、私等二人もそれに賛成 し其所より約一丁程行くと、竹藪が有つたので F が其の時運転手に向ひ用便したい から止めてくれと言車を停車させ、私等三人は、車より降り用便しFが言ふには、 此々では、人通が有るから、此の先にもう一つ竹藪が有るから、其所で仕事を仕様 と言其こより又車に乗り二丁程行くと又藪が有り、Fが此々だと言ひながら、自分 の鞄より拳銃一ツを取出し私にお前使へと言つて私に持たしました、車は、俺が止 めるから、合図したら仕事にかかれと言ひ、運転手に車を、止めさし、私等三人が 降りると運転手も降りて「ハケ」を持つて「ガラス」をふゐて居りました、Fは、 元きた道の方え三間程下り見張りの役をしました、Aと私の二人は運転手に拳銃を 突付竹藪の中迄連出しAが綱で運転手の足と手を縛らうとすると、運転手が反抗す るので私が其所に有つた長さ一尺くらいの棒で運転手を殴り、Aが運転手を縛上、 其所にほつとき、私等二人が竹藪より出てくると、すでにFが車に「エンジン」を 掛持つて居りました、其所より私等三人は、大阪m駅の近く迄くるとFが貴郎二人 は此々より電車に乗つてDホテルへ行つて待つて居てくれ私は車を、売つて後から すぐ行くからと言、其所で別れ、私等二人は、電車でDホテルへ行き、約二時間程 待つて居ると、Fが帰つて来つて有の車は、すぐ売れんから、一時預けて来たと言、 Fと私はFの家へ帰りAと別れました、其れから約十日程何事もなく暮し十日過に Fと二人でDホテルへ出て来ました、其所へAも来合し、Fは私等二人に此の前の 車を、売つてくるからと、言つて出て行三時間程待つて居ると、帰つて来て有の車 は、二万円で売つて来たと言現在の所では現金一万円しか有たらんから後の一万円 は一週間程待たなんと言、其の一万円で私とAに三千円づつくれ残りの四千円を、 Fが取りました、後の一万円は、私等が逮捕され、貰わずじまいでした、十二、第

六回犯罪事実の告白、或る日の事Fと私の二人がGの家へ遊びに行つた所、H某、 J等も来合つて居り、H某が、Fを見るなり今から貴郎所へ行こうと思つてた所で すと言、其所で又、強盗に入る話が出H某が私の近所に大きな、皮工場が有るから 入つたら度やと相談しかけられ、 F が承知したので私等一同も皆賛成したわけです、 其の日は、打合だけをし、その明日、F、H某、A、J、G、私等の六人がDホテ ルに集り、Fが私とGにお前二人はH某に案内して貰現場を見て居いと言、私等二 人がH某に案内して貰い現場を見て帰る時、H某が自分わ、此々で別れると言つて 自宅に帰りました、私とGの二人はDホテルに帰つて来て、Fに現場の事を話しそ れよりFとAGMと言ふ見知らぬ男と私と其の日仕事の為に雇つた自動車の運転手 及助手と七人で晩食を喰べながらFが私にお前と、GとMの三人は「トラツク」に 乗つて先に現場の附近で待つとれと言つたので私等三人は承知しFは俺は、後から、 電車に乗つて現場附近の駅迄行くから、其の時に誰でもかまわんから一人駅迄迎に 来てくれと言ひ、三人は「トラツク」で現場附近に着私とGの二人が駅前に行くと、 すでにF、A、Jの三人と、見知らぬ男五六人が待つて居りました、其所より全部 で自動車の所迄引かへし、Fが時間が早いからと言つて附近の畠の所で時間待ちす る事になりました、やがて午前二時頃 F がぼちぼち仕事に掛ると言、私に拳銃を使 えと言つて、自身二ツ持つて居た中より一ツを私に持しました、其所でFとA、私 の三人は、皆より先に会社の門の前迄行き、用すを見ると、人が居つたのでやつと 十分程その附近で待つて居りました、すると其の時中より守衛が一人出て来て守衛 室より約三回程はなれた所へきた時私等三人は拳銃を突付会社中迄案内せいと脅迫 し会社内に侵入、守衛室に入つた所、守衛室には、まだほかに二人の守衛が寝て居 りました、其の時後の一味が全部、内へ入つてきました、そしてFは、J煥一及A に向つて守衛室の事は、お前等にまかす言Fと私と見知らぬ男二人して、前の守衛 に案内さし主人の居間に行つた所、主人の部屋には、形勢を、さつしすでに主人の

姿わ無く、主人の事を、あきらめ、守衛室にもどろうとすると突然其の時「サイレ ン」が鳴つたのであわてた、私等は守衛室にもどり来て見ると主人は、すでに傷を おわされて居りました、そしてFが今の「サイレン」誰が鳴らしたかと聞くと、A があやまつて「スイチ」きつたとA自身言ふて居りました、それでは引揚ようとF が言つたので其の場よりすぐ全部引揚ました、十三、第七回犯罪事実の告白皮工場 襲撃を失敗に終つた明日、Fと私は、映画で見に行こうと言二人でDホテル迄出て 来ました所、 F が俺わ一寸用事を思出したからお前一人で映画を見て午後五時半頃 に此々にきつて待つててくれと言つたので、私は映画を見に行、四時半頃にDホテ ルに帰つて来るとF以下A、M、Jの四人が待つて居りました、Fが私を見つて今 晩、俺の目的の仕事に行く様に相談が出来てゐるからお前も行けと進められ私も誘 われたので有ります、其の時一台の自動車がホテルの前に止りました、此の自動車 はFが仕事の為に雇つた自動車でした、此の時MとJの二人が飯を喰べに帰ると言 ふとFがお前等飯を喰べてから大鉄線「n」駅附近で待つとれ俺達も飯を喰べて自 動車で行くから、其所で一諸に乗つて行こうと言、私達も食事後、自動車に乗り「 n」の駅附近にさしかかると、すでに、J、Mの二人はすでに、きて待つて居りま した、其所で自動車を止め二人も乗り同勢五人で奈良に向ひました、そして大阪を 出てから約二時間程行くと現場附近に着きました、其の時時間は、午後十時頃でし た其所で私等五人は自動車より降り、Fが運転手に私達は一寸用事が有るから一丁 程先で待つててくれと頼み車を、一丁程先きに待たしました、Fは、それより、今 夜入る家を教へ時間が早いかと言つて、畠の所で約四時間程待つて居るとFがJ、 私に向ひ、お前ら二人は、中へ入つて扉を開よと、言つたので私等二人は塀を乗こ え内らより扉を開けました外で待つて居た、三人も中へ入つて来つて様子を見ると まだ人が起きてゐる、皆が寝る迄待つ事になり、三十分程待つてFが私に拳銃を使 えと命じ私に持たしました、Jは、門の所で見張りをする事を、命ぜられ私等四人 が裏により「クワ」見たいな、物であまどを、こじ開其所より家内に侵入しF、A、 私の三人は、各々拳銃を突付同家人を脅迫しMが綱で家人全部を縛上、現金九千三 百円を強奪しAは私等に内諸で腕時計一個を取つて居りました其所より一同は、自 動車でDホテルに引揚早朝五時過にホテルに着きました其所で運転手に強奪して来 金より運貸として四千円を払残りの五千三百円の内より食事代として千五円を差引 結果残りの三千八百円を一人頭七百円づつ取り残つた三百円でタバコを買つて皆で 分配しました、十四逮捕の顛末奈良で強盗を働き無事大阪に帰つた私は、Dホテル で皆と別れFと二人で二階の部屋で昼寝し其の日の夕方午後四時半頃迄寝て居りま した、起きた、私等二人は晩食を喰べ、食事二人して映画を見み行午後九時半頃映 画館を出、Dホテルに帰つてくると、二人の見知らぬ男が「今晩リンケンが有るか ら、どこにも外出せん様にと注意され、此の時初めて警察の人と知り、しかし此の 時にはまさか自分達逮捕の非常線とは気が付かず私服の刑事が部長の来る迄待つて くれと言つたので約十五分其所で待ちました、其所へ部長が部下三十人程連れてホ テル内へ入つて来て私等二人を見る成り其の者に手錠を掛けよと命じ阿部野署迄一 寸来てくれと言刑事と一緒に警察迄行きいましも、一歩刑事部屋に足をふみ入れた とたん其所には全暁使つた自動車の運転手が手錠を掛けられあわれな姿が目にうつ りました噫来る物は遂に来た、不正は何時しか其の報が来る短い幸福の夢は此々に 破れ運転手と私等の三人は冷い夜風を受けて大阪の町をただ一筋警官に護送されて 罪悪の思出もまた新しき奈良県群山署に連行され此々で種々取調を受け此の世の置 土産に私が強盗で得つた六千円の金を納め今は一点のくもりもなく留置場に辛吟す る身と成つたので有ります、十五更生への決意現在朝鮮には六十二才に成る年老た 父親と妹が私の復員致した事も知らず淋しく暮らして居ります、私の出獄が御遅れ たならば年老いた父親は、果して生きて居て呉れるでしようか獄中に在りて家族の 事を考える時私しの、胸中は痛むばかりです、何にも優る此の心の苦しみを只一筋

信仰にすがり乍かり裁判長閣下並検事陪審席諸官様の御同情を御期待しつつ此の上申書を草して居るので御座居ます、幸にして刑も減じ再び社会にまみえた其の時は親日朝鮮人の一員として日鮮協力に身命を賭す決心であります、十六、後章以上は私しの天地信明誓つて偽らざる私の心の告白で有ります、学浅くして要領を得ざりし此の上申書を御多忙中の折にも拘らず御精読下さつた裁判長閣下並関係諸官様に対しい衷心より感謝致す次第いで御座居ます愚か成る私の為数々の御迷惑と御手数をわずらわした事は誠に申訳なく、七重の膝を八重に御詑び申上ると共に来る最高裁判に於て以上申上げた、真実に対し哀れと思召し下されば何卒一掬の御同情を寄せられん事を切に切に御願申上げる次第で御座居ます」というにある、

しかし上告は原判決が法令に違反して居ることを理由とするときに限り許されるのであるが右の理由書はいずれもこれを理由として居ない、原判決の事実の認定を批難し又は刑の量定の重きに過ぎることを主張する丈けである、これ丈けでは上告の理由としては採用出来ない。

其以上説示した様に本件上告はいずれも理由がないから刑事訴訟法第四百四十六 条に従ひ主文の如く判決する。

以上は当法廷裁判官全員一致の意見である。

検察官十蔵寺宗雄関与

昭和二十三年四月十三日

最高裁判所第三小法廷

郎	_	太	谷 川	長	裁判長裁判官
登			上	井	裁判官
_		理	野	庄	裁判官
保				島	裁判官
介		又	村	河	裁判官